

最近の裁決事例から読む

隠蔽又は仮装に該当しなかった“特段の行動”

架空名義の利用や資料の隠匿等だけが重加算税が賦課される決定的な要因となるわけではなく、納税者が当初から所得の過少申告を意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の賦課要件が満たされるものと解されている。ただ、この“特段の行動”に該当するかどうかの判断は難しく、裁決でも争点となるケースが多い。本特集では、重加算税の賦課決定処分が取り消された最近の裁決事例を2件紹介することとする。

帳簿書類等を税理士に提示せず、特段の行動に該当するか

重加算税を課すためには、納税者のした無申告等の行為そのものが隠蔽、仮装に当たるといっただけでは足りず、無申告等の行為そのものとは別に、隠蔽、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた無申告等がされたことを要するとされている。しかし、重加算税制度の趣旨に鑑みれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当ではなく、納税者が当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の賦課要件が満たされるものと解されている。

最初に紹介する裁決事例は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていた時期の話だ。東京都の時短協力金等の書面通知や帳簿書類等を税理士に提示しなかったことなどについて、重加算税の賦課要件を満たすかどうか争わ

れたものである（東裁（所）令6第157号）。

原処分庁は、請求人（個人事業者）は意図的に一部の支給決定通知等を除外し、税理士に送付することにより、帳簿書類の虚偽記載又は意図的な集計違算による仮装をした旨、また、①通帳をあえて税理士に提示しないこと、②見直し書面（国等から支給された新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る各種給付金について、計算誤り又は記載漏れがないか回答を求める通知）に対して回答しないこと、③各種書面通知の一部を廃棄ないし散逸したことは、自ら虚偽の過少申告を貫徹する態度を示していたと認められるから、請求人が当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づき過少申告をしたため、重加算税の賦課要件を満たすと主張。一方、請求人は、税理士に通帳を提示しなかったのは税理士から求められていなかったから